

第5回京都府地域医療支援センター運営会議

令和5年11月27日（月）
14:00～15:30
京都府医師会館 211会議室

次 第

1 開 会

2 出席者紹介

3 協議事項

(1) 令和7年度以降の臨床研修医の募集定員上限について

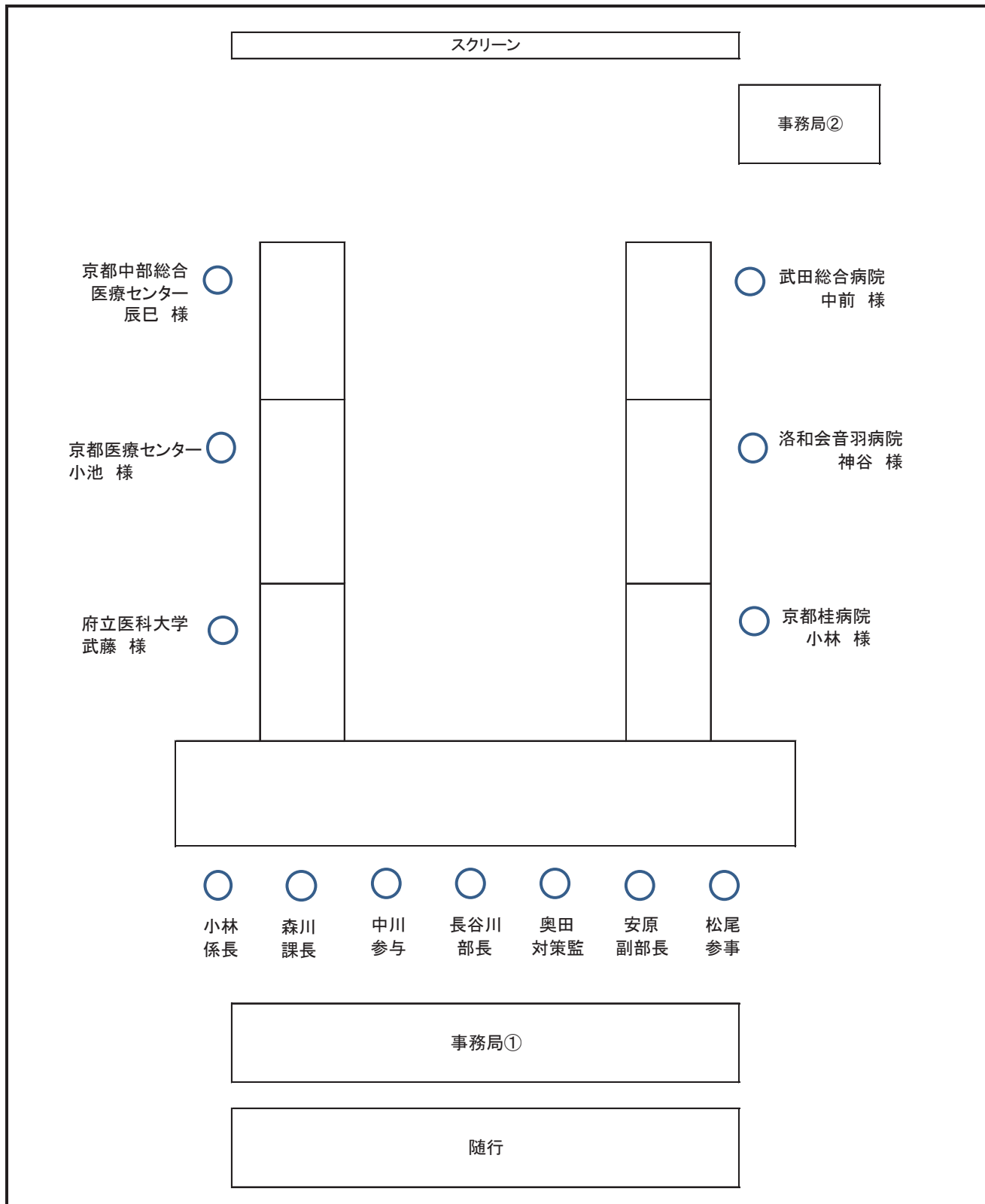
4 閉 会

第5回京都府地域医療支援センター運営会議 出席者名簿

令和5年11月27日
京都府医師会館 211会議室
(敬称略)

団体等名称	役職名	氏名	備考
一般社団法人 京都府医師会	理事	加藤 則人	オンライン出席
一般社団法人 京都私立病院協会	理事	清水 聡	オンライン出席
一般社団法人 京都府病院協会	会長	若園 吉裕	オンライン出席
京都大学	副病院長(教育、人事、男女共同参画推進担当) 総合臨床教育・研修センター長	溝脇 尚志	オンライン出席
	副病院長(研究経営戦略担当)	波多野 悦朗	オンライン出席
	病院長補佐(研究経営戦略担当)	柳田 素子	オンライン出席
京都府立医科大学	卒後臨床研修センター副センター長	神田 圭一	オンライン出席
	学生部長	武藤 倫弘	
京都第一赤十字病院	副院長	沢田 尚久	オンライン出席
京都第二赤十字病院	副院長	魚嶋 伸彦	オンライン出席
国立病院機構京都医療センター	院長	小池 薫	
京都市立病院	副統括部長(糖尿病代謝内科部長)	小暮 彰典	オンライン出席/代理出席
京都中部総合医療センター	院長	辰巳 哲也	
市立福知山市民病院	院長	阪上 順一	オンライン出席
医仁会武田総合病院	総合診療科部長	中前 恵一郎	
洛和会音羽病院	院長	神谷 亨	
京都桂病院	心臓血管内科部長	小林 智子	代理出席
宇治徳洲会病院	院長	末吉 敦	オンライン出席
京都岡本記念病院	主任部長	宮田 正年	オンライン出席/代理出席
京都山城総合医療センター	副院長	石原 潔	オンライン出席
京都府立医科大学附属北部医療センター	院長	落合 登志哉	オンライン出席
京都府健康福祉部	健康福祉部長	長谷川 学	
	参与	中川 正法	
	保健医療対策監 (京都府地域医療支援センター長)	奥田 司	
	副部長	安原 孝啓	
	医療課長	森川 大輔	
	医療課 地域医療係 参事	西山 宜昌	欠席
	医療課 医務・看護係 参事	松尾 治樹	
	医療課 医療人材確保係 課長補佐兼係長	小林 邦昭	

第5回京都府地域医療支援センター一運営会議 配席図



◎令和7年度からの臨床研修医の募集定員上限について

1 募集定員上限の方向性について

(令和5年度第3回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会)

【示された方針案】

- 「仮上限」が、当該都道府県の前々年度の採用人数よりも少ない場合は、当該採用人数と「前年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を、当該都道府県の募集定員上限とする。
- 臨床研修病院の募集定員を1から2に増加するための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うこととする。
- 令和8年度以降、医師多数県の募集定員上限のうち一定数を、「医師少数県」又は「医師中程度県の医師少数区域」に所在する臨床研修病院で半年間以上研修を行うプログラムの募集定員に充てることとする。

2 募集定員の想定

<令和6年度（現状）>

令和6年度 仮上限 (a)	令和5年度 募集定員上限 (b)	令和4年度 採用人数 (c)	令和6年度 募集定員上限 (d)	最小定員 加算 (e)	令和6年度 募集定員 (f) (d+e)	激変緩和措 置 (d-a)
211人	253人	261人	253人	8人	261人	42人

少ない方

11名減

<令和7年度想定>

令和7年度 仮上限 (仮置き) (a)	令和6年度 募集定員上限 (b)	令和5年度 採用人数 (c)	令和7年度 募集定員上限 (d)	最小定員 加算 (e)	令和7年度 募集定員 (f) (d+e)	激変緩和措 置 (d-a)
211人	253人	260人	≒250人	0人	≒250人	39人

少ない方
 $(b \times 0.99)$

加算なし

<令和8年度想定>

令和8年度 仮上限 (仮置き) (a)	令和7年度 募集定員上限 (b)	令和6年度 採用人数 (c)	令和8年度 募集定員上限 (d)	最小定員 加算 (e)	令和8年度 募集定員 (f) (d+e)	激変緩和措 置 (d-a)
211人	253人	260人	≒250人	0人	≒250人	39人

うち35名程度が
医師少数県又は医師中程度県の医師少数区域の
臨床研修病院で半年間研修

2 これまでの経過

- ・令和5年3月17日 激変緩和措置の継続と医師不足地域への配分のための
+5名の定員確保の要望書を厚生労働省に提出
- ・令和5年8月24日 上記内容等を再要望する要望書を厚生労働省に提出

3 今後のスケジュール

- ・令和5年12月頃 医師臨床研修部会で検討後、厚生労働省で決定
各都道府県に募集定員上限を連絡
- ・令和6年1月頃 第6回京都府地域医療支援センター運営会議（予定）
配分方針の決定
- ・令和6年2月頃 京都府医療対策協議会（予定）
- ・令和6年3月 厚生労働省へ配分方法及び各病院募集定員報告

4 議論いただきたい点

(1) 令和7年度以降の見直しについて

<論点>

- ・募集定員上限の11名程度減への対応
- ・最小定員保証の取扱い

(2) 令和8年度以降の見直しについて

<論点>

- ・医師少数県又は医師中程度県の医師少数区域での半年間研修への対応

① 激変緩和措置について（案）

- ・各都道府県の募集定員上限については「①基本となる数 + ②地域枠による加算 + ③地理的条件等による加算」により、「仮上限」を算出。
- ・この「仮上限」が、当該都道府県の前々年度の採用人数よりも少ない場合は、激変緩和措置として、当該採用人数と前年度の募集定員上限のうち少ない方の人数を、当該都道府県の募集定員上限としている。
- ・令和6年度の募集定員上限については、以下のとおり本措置が適用されたところ。

	令和6年度仮上限	激変緩和措置による加算	令和6年度募集定員上限	(参考1) 令和5年度募集定員上限	(参考2) 令和4年度採用人数
東京都	1,223人	57人	1,280人	1,280人	1,287人
京都府	211人	42人	253人	253人	261人
奈良県	124人	4人	128人	131人	128人

- ・現行の激変緩和措置では、対象の都道府県の募集定員上限が固定化され得るため、令和7年度以降については、以下のように改めてはどうか。

「仮上限」が、当該都道府県の前々年度の採用人数よりも少ない場合は、当該採用人数と「前年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を、当該都道府県の募集定員上限とする

② 臨床研修病院の募集定員を1から2に増加するための加算について（案）

- ・都道府県において募集定員を臨床研修病院に配分した結果、やむを得ず募集定員が1となった病院については、当該都道府県の募集定員上限とは関係なく、当該病院の募集定員を2に増加するための加算ができる（ただし、地域医療対策協議会の了承を得たものに限る。）こととしている。
- ・都道府県が、当該加算を活用する場合、厚生労働省が定める募集定員上限を上回る募集定員の配分が可能となるため、偏在是正効果は弱まることとなる。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本加算を活用した都道府県の数	9	10	11	11
上記都道府県の募集定員上限の合計	4,334人	3,838人	5,090人	4,891人
上記都道府県が加算した募集定員の合計	48人	52人	53人	48人
上記都道府県の募集定員の合計	4,382人	3,890人	5,143人	4,939人

- ・各都道府県は、管内臨床研修病院の募集定員について、調整の上決定することが可能であることから、令和7年度以降においては、臨床研修病院の募集定員を1から2に増加するための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うこととしてはどうか。

③地域における研修機会の充実に向けた募集定員配分について（案）

- ・ 「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」は「地域で活躍できる医師の養成に資するよう、…地域の医療機関で研修する期間を半年程度確保できる制度に見直すこと」を提言。
- ・ 本部会においても「地域での研修機会を充実する観点から、地域医療を中心に経験できる地方と大都市部の両方の特性・魅力を生かした研修プログラムの設定を推進してはどうか」との意見が出されたところ。
- ・ これらを踏まえ、令和8年度以降は、医師多数県^{*1}の募集定員上限のうち一定程度^{*2}を、「医師少数県^{*3}」又は「医師中程度県^{*3}の医師少数区域」に所在する臨床研修病院で半年間以上研修を行う^{*4}プログラムの募集定員に充てることとしてどうか。

*1 募集定員上限に占める採用人数の割合が全国平均以上の都道府県（ただし、地理的事情などの特殊事情を有する沖縄県は除く。）に限る

*2 5%程度。ただし、激変緩和措置の適用都道府県は、これに激変緩和措置により加算された定員数の1/2を加えた数

*3 募集定員上限に占める採用人数の割合が全国平均以下の都道府県に限る

*4 臨床研修の2年目に行うことを想定

③地域における研修機会の充実に向けた募集定員配分について（案）
令和8年度臨床研修における広域連携型プログラム枠（仮称）の運用スケジュールのイメージ

日程	取組の内容
令和6年12月頃	令和8年度臨床研修の各都道府県の募集定員上限について、 医師臨床研修部会 で審議し、厚生労働省として決定
令和6年12月頃	厚生労働省 から、各都道府県に募集定員上限を連絡（ 広域連携型プログラム枠（仮称）*の対象都道府県には、同枠の人数についても連絡 ）
	各都道府県 は、地域医療対策協議会を開催し、管内臨床研修病院の募集定員の設定を協議
令和7年4月中旬	各都道府県 から、管内臨床研修病院の募集定員の配分及びその算定方法（ 広域連携型プログラム枠（仮称）の対象都道府県は、同枠の配分結果を含む ）を厚生労働省に提出
令和7年4月30日まで	各都道府県 から、管内臨床研修病院に募集定員を通知
	基幹型病院は、広域連携型プログラム枠（仮称）を活用したプログラムを新設する場合（既存プログラムを同枠を活用したプログラムに変更する場合を含む）は、都道府県知事に届出
令和7年9月中旬	マッチング希望順位登録受付開始（マッチング協議会）
令和7年10月中旬	マッチング希望順位登録最終締切（マッチング協議会）
令和7年10月下旬	マッチング結果発表（マッチング協議会）
	各臨床研修病院 が、2次募集等を実施
令和8年4月1日	各臨床研修病院 が、令和8年度臨床研修を開始

*広域連携型プログラム枠（仮称）…募集定員上限のうち「医師少数県」又は「医師中程度県の医師少数区域」に所在する臨床研修病院で半年間以上研修を行うプログラムの募集定員に充てる定員をいう

京都府の募集定員の推移

令和7年度以降の決定方法未定

研修開始年度	平25	平26	平27	平28	平29	平30	平31	令2	令3	令4	令5	令6	令7
上限計算値 + 特例措置①		264	254	255	250	245	257	243	248	252	253	250	250
特例措置② (北部)		—	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0
特例措置③ (上限追加)								5	5	1	0	0	0
府上限		264	259	260	255	250	262	248	253	253	253	253	250
定員調整等		7	6	7	10	7	8	8	8	8	8	8	0
募集定員	283	285	271	265	267	265	257	270	256	261	261	261	250
採用実績	264	254	255	250	245	257	243	270	252※	261	260	R6 採用実績	R7 採用実績

※うち1名は府立医大のR2以前の合格者でR3に初めて研修を開始した者

令和5年度医師臨床研修マッチング結果について

()内は令和4年度結果

臨床研修病院名	マッチング 実施定員 【A】	マッチング 者数 【B】	充足率(%) 【B】/【A】
独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	2 (2)	2 (2)	100.0% (100.0%)
京都中部総合医療センター	5 (5)	5 (5)	100.0% (100.0%)
医療法人医仁会 武田総合病院	5 (5)	5 (5)	100.0% (100.0%)
独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	10 (10)	10 (10)	100.0% (100.0%)
京都市立病院	13 (13)	13 (13)	100.0% (100.0%)
京都第一赤十字病院	14 (14)	14 (14)	100.0% (100.0%)
京都第二赤十字病院	17 (17)	17 (17)	100.0% (100.0%)
独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター	2 (2)	1 (1)	50.0% (50.0%)
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	8 (9)	8 (9)	100.0% (100.0%)
社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院	6 (6)	6 (6)	100.0% (100.0%)
京都大学医学部附属病院	75 (75)	71 (75)	94.7% (100.0%)
京都府立医科大学附属病院	65 (63)	65 (63)	100.0% (100.0%)
公益社団法人京都保健会 京都民医連中央病院	4 (5)	4 (5)	100.0% (100.0%)
医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院	9 (9)	9 (9)	100.0% (100.0%)
国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院	0 (0)	0 (0)	- -
武田病院	2 (2)	2 (2)	100.0% (100.0%)
京都岡本記念病院	4 (4)	4 (4)	100.0% (100.0%)
社会福祉法人恩賜財団京都済生会病院	2 (2)	2 (2)	100.0% (100.0%)
医療法人社団洛和会 洛和会丸太町病院	2 (2)	1 (2)	50.0% (100.0%)
京都府立医科大学附属北部医療センター	2 (2)	2 (2)	100.0% (100.0%)
綾部市立病院	2 (2)	2 (0)	100.0% (0.0%)
市立福知山市民病院	5 (5)	5 (5)	100.0% (100.0%)
山城総合医療センター	2 (2)	2 (2)	100.0% (100.0%)
新京都南病院	2 (2)	2 (2)	100.0% (100.0%)
合 計	258 (258)	252 (255)	97.7% (98.8%)

※マッチング公表後の二次募集において全病院が定員充足

令和5年度 医師臨床研修マッチング最終結果【都道府県別】

都道府県	令和5年度(令和6年度研修開始)				令和4年度(令和5年度研修開始)				令和3年度(令和4年度研修開始)			
	マッチング 実施定員	マッチング 者数	充足率	順位	マッチング 実施定員	マッチング 者数	充足率	順位	マッチング 実施定員	マッチング 者数	充足率	順位
1 北海道	437	335	76.66%	19	438	332	75.80%	22	432	313	72.45%	26
2 青森県	152	85	55.92%	37	152	73	48.03%	46	152	91	59.87%	39
3 岩手県	122	66	54.10%	39	121	67	55.37%	43	125	59	47.20%	47
4 宮城県	227	165	72.69%	24	226	166	73.45%	26	230	163	70.87%	27
5 秋田県	106	55	51.89%	41	106	69	65.09%	34	108	63	58.33%	41
6 山形県	117	75	64.10%	32	118	56	47.46%	47	117	69	58.97%	40
7 福島県	172	110	63.95%	33	167	110	65.87%	33	165	113	68.48%	31
8 茨城県	247	185	74.90%	20	240	187	77.92%	18	244	178	72.95%	24
9 栃木県	193	133	68.91%	28	193	159	82.38%	16	187	156	83.42%	16
10 群馬県	144	105	72.92%	23	144	108	75.00%	24	142	112	78.87%	18
11 埼玉県	448	406	90.63%	11	441	395	89.57%	11	436	370	84.86%	13
12 千葉県	493	459	93.10%	8	496	465	93.75%	6	472	424	89.83%	10
13 東京都	1,243	1,224	98.47%	3	1,251	1,221	97.60%	4	1,317	1,239	94.08%	6
14 神奈川県	666	647	97.15%	6	650	644	99.08%	1	659	644	97.72%	2
15 新潟県	229	119	51.97%	40	230	130	56.52%	42	216	120	55.56%	43
16 富山県	109	75	68.81%	29	109	84	77.06%	20	107	78	72.90%	25
17 石川県	133	95	71.43%	26	131	83	63.36%	37	132	93	70.45%	28
18 福井県	89	38	42.70%	47	89	46	51.69%	45	89	58	65.17%	36
19 山梨県	81	66	81.48%	15	80	67	83.75%	13	79	61	77.22%	19
20 長野県	168	123	73.21%	22	173	128	73.99%	25	177	120	67.80%	34
21 岐阜県	187	127	67.91%	30	188	126	67.02%	31	192	134	69.79%	30
22 静岡県	304	282	92.76%	9	297	272	91.58%	8	292	252	86.30%	11
23 愛知県	570	538	94.39%	7	561	519	92.51%	7	554	510	92.06%	8
24 三重県	164	128	78.05%	17	157	121	77.07%	19	153	118	77.12%	20
25 滋賀県	126	113	89.68%	12	127	101	79.53%	17	130	109	83.85%	14
26 京都府	258	252	97.67%	5	258	255	98.84%	2	260	253	97.31%	5
27 大阪府	647	636	98.30%	4	634	621	97.95%	3	644	633	98.29%	1
28 兵庫県	410	407	99.27%	2	411	395	96.11%	5	417	390	93.53%	7
29 奈良県	126	126	100.00%	1	129	98	75.97%	21	129	126	97.67%	3
30 和歌山県	125	90	72.00%	25	127	85	66.93%	32	126	96	76.19%	21
31 鳥取県	81	36	44.44%	45	81	46	56.79%	40	83	40	48.19%	45
32 島根県	75	56	74.67%	21	77	54	70.13%	28	77	54	70.13%	29
33 岡山県	197	171	86.80%	13	201	183	91.04%	9	200	195	97.50%	4
34 広島県	207	171	82.61%	14	202	169	83.66%	14	213	178	83.57%	15
35 山口県	131	72	54.96%	38	129	97	75.19%	23	131	98	74.81%	23
36 徳島県	74	37	50.00%	42	76	43	56.58%	41	74	45	60.81%	38
37 香川県	104	52	50.00%	42	105	71	67.62%	29	106	54	50.94%	44
38 愛媛県	139	87	62.59%	35	140	86	61.43%	38	147	70	47.62%	46
39 高知県	92	56	60.87%	36	92	66	71.74%	27	95	64	67.37%	35
40 福岡県	413	382	92.49%	10	419	378	90.21%	10	415	378	91.08%	9
41 佐賀県	84	54	64.29%	31	83	49	59.04%	39	83	54	65.06%	37
42 長崎県	144	111	77.08%	18	139	89	64.03%	35	138	94	68.12%	33
43 熊本県	143	100	69.93%	27	143	91	63.64%	36	145	99	68.28%	32
44 大分県	107	53	49.53%	44	107	72	67.29%	30	106	86	81.13%	17
45 宮崎県	106	47	44.34%	46	102	56	54.90%	44	102	58	56.86%	42
46 鹿児島県	145	91	62.76%	34	142	117	82.39%	15	143	107	74.83%	22
47 沖縄県	160	127	79.38%	16	162	145	89.51%	12	163	139	85.28%	12
合計	10,895	8,968	82.31%		10,844	8,995	82.95%		10,904	8,958	82.15%	

※充足率＝「マッチング者数」÷「マッチング実施定員」

京都府地域医療支援センター設置要領

(趣旨)

第1条 京都府内の行政、医療従事者を養成する大学、医療機関並びに医療に関する機関及び団体等が連携して、医師確保困難地域における医師の確保・定着・循環のシステム化、各々の医師に応じたキャリア形成支援及びコーディネートを行うこと等により、府内の地域医療の安定的な確保を図るために、京都府地域医療支援センター(以下「センター」という)を設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の趣旨に従い、次の事業を行うものとする。

- (1) 医師が府内の多様な地域での勤務を経て、キャリアアップできる循環的なシステムや魅力あるキャリアパスモデルの検討
- (2) 医師一人ひとりの経験年数や専門性等に応じたキャリア形成支援
- (3) 医師不足状況にある病院への医師のコーディネート
- (4) 医師等に対する情報発信やネットワークづくり
- (5) 医師の研修制度に関する検証
- (6) その他地域医療の確保に必要な事業

(組織)

第3条 センターに、センター長並びに運営会議及び事務局を置く。

- 2 センター長は、センターの運営を総括し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 運営会議は、センターが行う事業の効果的かつ円滑な実施のために、具体的な検討・調整等を行う。
- 4 事務局は、センターの庶務を処理する。

(運営会議)

第4条 運営会議は、次に掲げる機関や団体等から構成する。

- (1) 京都大学医学部及び京都府立医科大学
 - (2) 臨床研修指定病院、特定機能病院、地域医療支援病院、へき地医療支援病院等の医療機関
 - (3) 医療に関する機関及び団体等
- 2 運営会議は、必要に応じて専門的知識を有する者から意見を聞くことができる。
 - 3 運営会議には、専門の事項を協議するために、部会を置くことができる。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成23年6月20日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年8月29日から施行する。

KMCC運営会議及び医師確保ワーキングの検討事項について

医療対策協議会

【KMCC運営会議】

【医師確保ワーキングチーム】

<検討事項>

若手医師確保・育成の検討	医師の確保・定着に向けたキャリア形成支援 等
新専門医制度	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医プログラム内容確認（具体検討） ・専門医統一募集 ・北部指導医、専攻医配置ローテーション検討
初期臨床研修	<ul style="list-style-type: none"> ・H32～臨床研修定員見直しに向けた検討

<構成員想定>

若手医師の教育担当者、専門研修プログラム責任者、臨床研修指導責任者

<構成団体>

構成団体	所属
関係団体	京都府医師会
	京都府病院協会
	京都私立病院協会
大学(養成機関)	京都大学
	京都府立医科大学
地域医療支援病院 ・三次救急医療機関	京都第一赤十字病院
	京都第二赤十字病院
	国立病院機構京都医療センター
地域医療支援病院	京都市立病院
へき地医療拠点病院	京都中部総合医療センター
	福知山市民病院
臨床研修指定病院(京都市内)	医仁会武田総合病院
	洛和会音羽病院
	京都桂病院
臨床研修指定病院(府南部)	宇治徳洲会病院
	京都岡本記念病院
	京都山城総合医療センター
臨床研修指定病院(府北部)	京都府立医科大学附属北部医療センター

<検討事項>

保健医療計画の改訂	保健医療計画(医師確保、へき地医療)の具体検討
医師確保と医療提供体制	<p>地域別(医療圏別)に必要な医師確保と医療提供体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療情報に基づく医師確保 ・へき地における医師確保、勤務負担軽減

<構成員想定>

地域医療、医師需要の検討ができる方

<構成団体>

構成団体	所属
関係団体	京都府医師会
大学(養成機関)	京都大学
	京都府立医科大学
公的医療機関	京都府病院協会
民間医療機関	京都私立病院協会
北部医療機関	北部医療センター

* 産科・小児科における医師確保計画は、京都府周産期医療協議会において議論の上計画に反映